解散公告

当社は、平成二十一年十一月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

大阪市東住吉区今川七丁目九番一二号

白鷺石油株式会社

代表清算人　岸　信秀

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十一年十一月十日北海道知事の認可により同年同月十九日をもって解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

北海道上川郡愛別町字本町一七九番地

愛別町土地開発公社

代表清算人　矢部福二郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年三月四日開催の平成二十年度第二回通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

千葉市中央区登戸一丁目一三番二一―四〇三号

社団法人千葉県供食管理協会

代表清算人　伊澤　誠一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十月十日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

長野県長野市南県町一〇〇三番地

財団法人信学会

代表清算人　小林　裕之

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十一年十二月八日静岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

静岡県袋井市新屋一丁目一番地の一

袋井市上山梨第二土地区画整理組合

代表清算人　佐藤友三郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月九日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

三重県伊賀市平田一〇三番地

清算法人大山田第二土地改良区

代表清算人　吉岡　亮二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年十一月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

愛媛県今治市上浦町甘崎一九二〇番地

特定非営利活動法人ミミズエコプラント

研究会

代表清算人　浅海　俊明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

千葉県東金市家徳六六七番地三九

特定非営利活動法人げんき村21番地

清算人　原島　和雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十一年十一月二十七日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

福井県あわら市市姫一丁目九号二三番地

坂井大関の郷土地区画整理組合

代表清算人　志田　光博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年五月二十六日開催の理事会の決議並びに国土交通省神戸運輸監理部長の認可により、平成二十一年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十一日）から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

姫路市飾磨区須加三〇一番地

財団法人姫路港湾員厚生協会

清算人　一橋　千秋

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十一年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

宮崎県宮崎市佐土原町下田島二〇六六〇番地

財団法人佐土原町温泉協会

清算人　重永　英治

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十一年十一月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

東京都千代田区永田町一丁目一一番一六号

財団法人参友会

代表清算人　戸張　正雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成十六年三月十四日開催の解散総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

神奈川県横浜市南区中里一―五―一五

認可地縁団体中里町友会

代表清算人　花井　良守

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月二十五日開催の第三回総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月十四日

新潟県佐渡市住吉一四八番地

特定非営利活動法人佐渡パブリック・サポート・センター

代表清算人　畠山　幸夫

第87期決算公告

平成21年12月11日　東京都大田区南蒲田一丁目21番12号

日本防蝕工業株式会社

取締役社長　笠島　秀雄

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	3,617	流動負債	2,287
固定資産	521	固定負債	366
有形固定資産	194	株主資本	1,478
無形固定資産	14	資本金	144
投資その他の資産	312	資本剰余金	125
		利益剰余金	1,470
		利益準備金	36
		その他利益剰余金	1,434
		（うち当期純利益）	(363)
		自己株式	△261
		評価・換算差額等	7
資産合計	4,139	負債・純資産合計	4,139

(注) 1. 有形固定資産の減価償却累計額　818百万円
2. 1株当りの当期純利益　348円36銭